

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する
規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1相談室の項中「午前9時から午後5時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、」
を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)